

企業の多国籍化と知的財産権 (1)

——経営資源としての「知的財産」をめぐる考察——

マノジュ L. シュレスト

- 第1章 経済のソフト化と知的財産
- 第2章 米国における知的財産
 - (1) 知的財産権紛争の経済的背景
 - (2) 米国政府と企業の知的財産権戦略
- 第3章 なぜ紛争に至ったのか——異なる知的財産に対する価値——
 - (1) 日本における知的財産権保護
 - (2) 発明者の王国 (以上本号)
- 第4章 アイデアとモノづくり (以下次号)
 - (1) ペーパーパテント (実施されない発明) VS モノづくり
 - (2) それでも知的財産権の保護は必要か
 - (3) 行き過ぎた法務戦略がもたらせたもの
 - (4) 特許活用戦略
- 第5章 国際的な知的財産権保護制度確立に向けての日系企業の役割

第1章 経済のソフト化と知的財産

1980年代以降、世界は技術先進国中心にエレクトロニクス、バイオテクノロジー等の登場で、それまでの重化学工業技術とは異なる新しい技術とともに、第3次産業革命とも言われるべき大きな変革の時代を迎えている。この産業革命は90年代に入り、コンピューター・プログラム、半導体集積回路、越境テレビ、デジタル・サンプリング、マルチメディアから遺伝子導入動物等に至る加速度的に進化する技術をその担い手として取り込んでいる。

このような時代、技術革新の進展にともなって、ハードウェアの生産コスト

企業の多国籍化と知的財産権 (1) (マノジュ L. シュレスタ)

トが加速度的に低下し始め、各メーカー間の製品の基本機能が標準化するに及んで、高い付加価値を生み出すためには、ソフト的なものによって差別化を行い、独自性を生むことが不可欠となってきた。また、モノの供給能力が需要を上回り、経済社会が豊かになって消費者がモノの選択権を有するようになり、主体的で多様な消費行動をとるようになったことも時代的な特色である。⁽¹⁾このような傾向を受けて、従来は物財である製造工業品に付随して提供されていたサービス、ソフトは次第にその価値を高め、製品価格構成においては、製造工業品自体よりもむしろその価値を高めるようになったのである。⁽²⁾

こうした経済のソフト化に対応すべく、多額のR&D(研究・開発)費を投じて各企業は利用技術・サービス自体に対してより高い価値評価を行い、ソフト面での投資の回収に力を注ぐようになった。しかし、これら企業が莫大な資本を投下して研究し、開発した技術は模倣や盗用の前ではあまりにも脆弱であった。

来るべき次世紀への道が「知識集約化」時代であり、人間の知的生産物に対する財産権である知的財産権の保護が時代の鍵になると同時に、経営資源としての知的財産⁽³⁾の利用、保護をめぐる企業間の戦略構想の重要性が高まる

(1) 経済企画庁総合計画局、『知的所有権』、大蔵省印刷局、1987年、23頁。

(2) 世界最大のコンピューター・メーカーであったIBMの経営戦略も1980年代からはハードウェア中心からソフトウェア中心に移行した。自ら「訴訟好きのわれわれの社会」という論稿(『アウトLOOK』1981年3月号)を書いたこともある同社元会長は在職中「法廷闘争もビジネスの一環である」、「われわれが努力してつくり上げた財産を不当に使用しようとする勢力がある。これに対しては敢然と立ち向かわなければならない」と公言したといわれている。(長谷川俊明、『訴訟社会アメリカ——企業戦略構築のために——』、中公新書、1988年、72頁)。

(3) 世界知的所有権機関(World Intellectual Property Organization)の条約文第2条(viii)によると『知的所有権』とは、
文芸、美術及び学術の著作物
実演家の実演、レコード及び放送

人間の活動のすべての分野における発明

科学的発見

意匠

商標、サービス・マーク及び商号その他の商業上の表示、不正競争に対する保護に関する権利並びに産業、文芸又は美術の分野における知的活動から生ずる他のすべての権利をいう」となっている。

また、WIPOのGeneral Informationは知的所有権を主に2つの分野からなる権利としてとらえ、「主に発明、商標及び意匠からなる工業所有権(industrial property)と主に文芸、音楽、美術、写真及び視聴覚にうたえる作品に関する著作権である。」としている。(World Intellectual Property Organization General Information, 1991, p.8)

また、「無体財産権(intangible Property)」なる語との関係について北川善太郎教授は「伝統的には知的所有権(intellectual property, propriete intellectuelle)は特許、実用新案、商標、意匠に関連するものとされ、著作権とは区別されてきた。しかし、ノウハウやトレードシークレットのように権利とはいえない無体物の保護が重要な課題とされ、著作権法にコンピューター・ソフトウェアのような技術作品である著作物、データベース著作物、その他ニューメディアに関する情報作品が登場してくるに及んで、こうした無体物を全体的な視野の下で相互に比較対照することが求められるようになってきた。従来から両者を包含する用語として無体財産、無体財産権が用いられていたが、有体物に比べ無体物はそれほど一般に利用されてきたとも言えない。」として知的財産権が無体財産権なる語に代わり定着しつつあることを指摘されている。(北川善太郎、『技術革新と知的財産法制』、有斐閣、1992年、5-6頁。)しかし、国際企業会計においては、貸借対照表(バランス・シート)等では現在も特許権等の無形固定資産(Intangible assets)は無体財産権として示される。

なお、「知的所有権」という言葉は長い間慣用として利用されてきたが、近年は「知的財産権」なる言葉がより定着をみるようになってきている。これは「所有権」はモノを支配することを意味するので、コピー自由の情報に対して使うことが疑問視されるようになってきたからである。(名和小太郎、『知的財産権——ハイテクビジネスに揺れる制度——』、日本経済新聞社、1993年15頁。)この知的財産権が包含するものとしては、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の他、企業秘密、商号、サービスマーク、原産地表示、その他の産業活動上の表示、不正競争に対する保護等広義の工業所有権、及び著作権、著作隣接権、比較的新しいものとしては、植物品種保護権、回路配置利用権等、広く人間の精神的な創作や産業活動上の識別標識があると考えるのが通説であろう。(紋谷暢男編、『知的財産権とは何か』、有斐閣、1989年、i頁)一方で、従来から特許、実用新案、意匠、商標は工業所有権(industrial property)と呼ばれてきたが、日進月歩で進化する技術はもはやこの工業所有権での枠ではとらえられない知的資本を生み出している。例えば、かつてノ

ことはおそらくは疑いえない現実であろう。

しかしながら、知的財産権をめぐる問題はそれ自体が決して新しい時代の問題ではない。「日米特許紛争」にもみられるような1980年代以降顕著に現れた先進国間の紛争、それに対して日米欧中心にすすめられてきた特許調和（パテントハーモナイゼーション）の流れ、そして、GATT・ウルグアイ・ランドにおけるTRIPS（知的財産権の貿易に関する側面）交渉、そしてそれを受け継いだWTO（世界貿易機関）の誕生という流れは、遡ればすでに1960年代初頭から技術移転を行う先進国多国籍企業と技術移転を受ける側の途上国間で「特許の役割」をめぐる国連を中心とした知的財産権の南北対立に端を発する問題に当たるのかもしれない。あるいは、「技術の進歩」を人類が認識し始めてから、絶え間なく生じている既に普遍化した問題とも言えるのかもしれない。なぜなら、技術が恒常的進歩を母にしていること自体、先進技術をもつ者とそれを追う者の間に何らかの格差を恒久的に生まざるをえないからである。

近年アジアで見られるような産業発展、そして技術移転の雁行形態的特徴の崩壊とともに、別次元の問題とされがちであった「先進国間の知的財産権問題」と「知的財産権の南北問題」をつなぐラインが次第に明確にその輪郭を現しつつある。先進工業国企業の多国籍化が進み、新たな分業体制が構築される中で、途上国における先端技術の模倣さえもかつてとは比較にならぬほど容易になっている。不正商品の出現は、長い年月と莫大なR&D費を投資してきた多国籍企業の存立さえも揺るがしかねない問題となってきている

は、工業所有権と著作権は区別されていた。（日本ではそれを取り扱う学会は別組織である。）しかし、コンピューター・プログラムのような機能的作品が著作物とされるようになり、両者の概念的区別が今日では困難となるにいたって、工業所有権と著作権を別々に論じることの意味がむしろ不自然なように思われるので、本稿では、包括的に「知的財産」という呼称でこれらの知的資本一般をとらえることにした。

(4)
のである。

そして、そのような技術を有する企業もかつての南北問題を代表する「見えざる帝国」とさえ呼ばれた巨大多国籍企業のみではない。そして、多国籍企業の役割に対する各国の評価もかつてとはかなり違うものである。さらに、円高、リストラの結果、多国籍化を余儀なくされた中小企業の問題も当然としてそこには含まれてくる。そして、それらの企業は大企業と同様に、またはそれ以上に、多国籍化にともなって、先進国企業だけでなく、途上国企業との知的財産権紛争に巻き込まれる可能性を有しているのである。故に、ますます多国籍化が進む日系企業においても、その規模を問わずに、防御的な戦略のみならず、全社を上げての積極的な知的財産権戦略の策定が求められるようになってきているといえよう。

本章においては、統一的な国際的保護制度がなく、国によって異なる属地的保護が依然なされている現状にもかかわらず、企業活動の多国籍化とともに技術が物理的な境界を容易に越える故に生じてくる知的財産権問題を特に特許権をめぐる日米摩擦に焦点をあてつつ、その経営戦略上の重要性を考察することで、本来は経営戦略上の問題でありながらも、その専門性、技術性ゆえに今まで経営戦略論においては論じられてこなかった問題、さらに、論じられなかったゆえの問題も検証してみたい。

(4) 大型コンピューター用のOS開発には、1000人のエンジニアを10年間、そして総額100億円の資本投下が必要であるが、このコピーは一人のエンジニアが1日、金額では300万円程度投ずるだけで可能となる。新しい半導体チップに関しても、その設計は1億ドル以上かかるが、そのコピーとなると100万ドルで可能となるなど、R&Dと段階とは比較にならない程度の投資で模倣が可能である。これが不正商品が出回る決定的な要因であろう。(那野比古『知的財産権そこが知りたい』、日刊工業新聞社、1988年、24-25頁。)

第2章 米国における知的財産

(1) 知的財産権紛争の経済的背景

1980年代以降、日米間の通商摩擦の火種は「技術」に移ってきた。それまでの摩擦は、日本からの特定商品の輸出急増に対し米国企業がITC (United States International Trade Commission, 合衆国国際貿易委員会) にダンピング提訴を行ったり、政府を通して輸出自主規制を要請するといったような個別製品の価格水準や輸出数量をめぐる保護主義的な対応が多かったが、80年代になると、日米政府間の調整課題は防衛関連技術の双方交流問題や製品に体化されたハイテクの正当な評価価値、そしてその帰属のあり方をめぐる問題が多くなった。

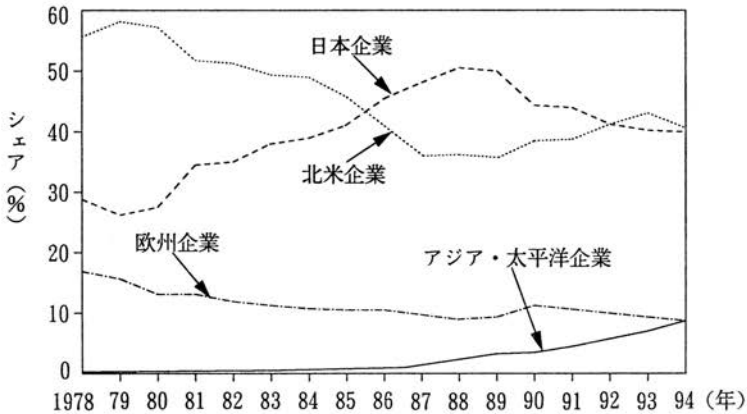
このような傾向の背景には、まず、1980年代前半、レーガン政権による積極的経済政策と冷戦下での軍事力の強化政策により「強いアメリカ」として再生を狙う米国の思惑があった。そして、実力以上のドル高が維持された結果、米国製造業が国内製品の国際競争力を失い、海外に生産拠点を移さざるをえない空洞化現象を招いてしまった一方で、財政再建優先の緊急財政政策をとった日系企業が逆に国際競争力を強め、米国市場に急激な進出を展開し、日米貿易のアンバランスを招いたことが考えられる。⁽⁵⁾

この80年代頃までに、日本の製造業は一部ハイテク部門を除けば、価格、品質の面で米国を既にキャッチアップしてしまっており、米国を凌駕する部門さえあった。現代社会の「産業のコメ」と呼ばれ、日米ハイテク摩擦の象徴的存在となっている半導体の世界市場におけるシェアが日米で逆転を遂げたのも、この80年代半ばのことであった(図表1)。

さらに、米国がそれまで誇示してきたハイテク産業における国際競争力を

(5) 植松敏, 「日米知的財産権訴訟問題について」, 小林秀之編, 『日米知的財産訴訟』, 弘文堂, 1994年, 2頁。

図表1 世界の半導体市場における国別出荷額シェア



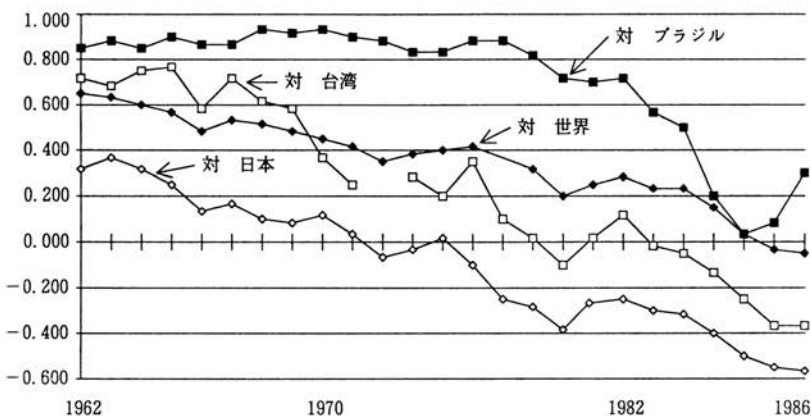
出所：米データクエスト社調べ (『エコノミスト』, '95.10.31, 31頁)

傷つけたのは、日本だけではなかった。図表2が示すように、1984年まで米国全体のハイテク貿易は一貫して輸出超過であったが、1985年にはついに「輸入超過」という現象を招くに至ったのである。国別にみても、日本だけでなく、米国が長年強い競争力を維持し続けてきたブラジルに対してまで、1984年には0.041とほぼ均衡する状況を呈したことは特筆すべきことであろう。図には示されていないが、1985年には対韓国との間で輸入超過となった。米国の半導体メーカーが1970年代最初に一齐にマレーシアで半導体生産に着手したことによるものとみられているが、1978年には対マレーシアで、そして、1986年には対タイのハイテク貿易でそれぞれ輸入超過を示している。⁽⁶⁾

このような状況に直面し、ハイテク産業では長年世界の頂点を極めてきた米国はその失いつつある国際競争力の回復手段として、「強いアメリカ」への威信にかけて知的財産権の保護に乗り出すようになったのである。さらに、ハイテク以外の分野においても、知的財産権侵害が米国企業にもたらす被害

(6) 財団法人、機械振興協会 経済研究所、『知的財産権と新貿易秩序 平成2年5月』、財団法人 機械振興協会 経済研究所、1990年、71頁。

図表2 米国のハイテク製品純輸出比率の推移



出所：財団法人 機械振興協会 経済研究所、『知的所有権と新貿易秩序 平成2年5月』, 財団法人 機械振興協会経済研究所, 1990年, 71頁。

(注) 1972年の台湾データはとれず。

総輸出(輸出マイナス輸入)を、総貿易額(輸出プラス輸入)で割った比率でマイナスからプラス1の範囲を変化する。マイナスは純輸入を、プラスは純輸出(輸出を示し、上昇は国際競争力の上昇を、低下は国際競争力の低下を示している。ただし、純輸出比率は事後的な国際競争力の変化の推移をみるに便利な指標であるが、貿易の絶対額はこの指標には反映されない。

の深刻さがITCにより報告されている。それによると、米国企業が知的財産権侵害により被った損害額は1986年には238億ドルに上り、売上の2.7%⁽⁷⁾に当たるとされていた。

このような認識の下で、潜在的な競争上の武器として知的財産権を見直す動きが高まり、1988年には、1980年の60%増にあたる6,059件にも上る知的財産訴訟が提起されるようになったのである。⁽⁸⁾このような経済的背景におい

(7) 同上, 72頁。しかしながら、研究者の調査額は産業界の推定額より低く、知的財産権の侵害による損害額の総額は1986年には95億ドルとされている。(Keith E. Maskus, "Intellectual Property Rights and the Uruguay Round", Philip King ed., *International Economics and International Economic Policy*, McGraw-Hill, Inc. 1990, P.80)

(8) *Business Week*, May 22, 1988, p. 80.

図表3 産業別にみた米国企業の受けた知的財産権侵害による被害額 (1986年)
(100万ドル, %)

科学・写真	5,090 (21.3)
コンピューター・ソフトウェア	4,130 (17.3)
エレクトロニクス	2,288 (9.6)
自動車およびその部品	2,194 (9.2)
娯楽	2,060 (8.6)
医薬品	1,909 (8.0)
化学	1,334 (5.6)
石油精製および関連産業	1,295 (5.4)
建設資材	739 (3.1)
木製品	665 (2.8)
産業・農業機械	622 (2.7)
ゴム製品	511 (2.1)
金属および金属製品	292 (1.2)
繊維・衣服	251 (1.1)
出版・印刷	128 (0.5)
航空機	120 (0.5)
食品・飲料	86 (0.4)
その他	151 (0.6)
計	23,845 (100.0)

出所：United State International Trade Commission, *Foreign Protection of Intellectual Property Rights and the Effect on U. S. Industry and Trade* (Report to the United States Trade Representative, Investigation No. 332-245, Under Section 332 (g) of the Tariff Act of 1930), Washington, DC: United States International Trade Commission, January 1988, p. 4-3 (財団法人 機械振興協会 経済研究所, 『知的財産権と新貿易秩序平成2年5月』, 財団法人 機械振興協会 経済研究所, 1990年, 72頁。)

て、1980年半ば以降、日米企業間においても、知的財産権をめぐる摩擦が顕著なものとなってきたのである。

(2) 米国政府と企業の知的財産権戦略

1992年3月ミノルタカメラは米国の大手計測機器メーカー、ハネウェルと

企業の多国籍化と知的財産権 (1) (マノジュ L. シュレスタ)

カメラの自動焦点 (AF) 技術をめぐる訴訟において、ハネウェルに約166億円の和解金を払うことで基本合意したと発表した。この和解額は2月初め、米連邦裁判所の評決でミノルタが支払を命じられた損害賠償120億円に加え、ハネウェルが和解交渉で要求した過去に遡った金利と、今後ミノルタがハネウェルの特許を使用して全世界向けに一眼レフカメラとコンパクトカメラを製造、販売するライセンス料も含まれているとされた。ミノルタ側は和解した理由として、(1)裁判の長期化による経費増と社内外への悪影響を避けた、⁽⁹⁾(2)紛争を早く終わらせることがミノルタの利益になることを挙げた。

ミノルタが売上の10%強という多額が和解金を支払ったこともさることながら、カメラを直接は製造していないハネウェルという企業がその特許侵害訴訟を提起したという点にも日本国中で衝撃が走った。

同年、東洋紡は米ジェネテック社との特許訴訟に破れ、血栓溶解剤 (TPA) 事業からの撤退を決めている。経営多角化の悲願の末、100億円と10年以上の歳月を投じ、ようやくバイオ医薬品第1号のTPA完成にこぎ着けたとたんの撤退であった。⁽¹⁰⁾ 図表4は1991年から1993年の間に起こった日米間の知的財産権をめぐる紛争の主要事例である。

勿論、ミノルタの支払額の7倍近くを払ったコダック、ポラロイド事件に⁽¹¹⁾

(9) 『京都新聞』、1992年3月5日付。

(10) 坂井昭夫、『日米ハイテク摩擦と知的財産権』、有斐閣、2頁。

(11) インスタントカメラの基本特許はポラロイド社が有していたが、その基本特許切れに際しイーストマンコダック社はインスタントカメラの生産を開始した。ポラロイド社は周辺特許をいくつかもっていたが、当時は特許権に対して敵対する判決の多い時代 (アンチパテント時代) であり、優秀な弁護士を備えたコダック社はあらゆる面で有利であると見られていた。しかし、1985年10月マサチューセッツ地区の連邦地方裁判所はコダック社がポラロイド社のインスタントカメラに関する特許を侵害したと認定し、その製造販売差止命令を出した。コダック社は、翌86年1月インスタントカメラの製造販売を中止し、約4億9,000万ドルの準備金を用意して、全世界で1,600万台ある同社製インスタントカメラ保有者に対して他の商品と取り替える交換プログラムを実施した。さらに、ポラロイド社は損害賠償額として、コダック社が87年にあげた純利益11億7,800万ドルの5倍に相当する57億ドルを提

図表4 日米知的財産権紛争の主要事例（1991年—1993年）

年	原告	被告	係争対象	結果
1991	ジェネンテック	東洋紡	血栓溶解剤TPA	大阪地裁がジェ社の主張を認める判決
1991	アイオワ州立大学	日本のエレクトロニクス企業数社	PAXの符合化技術	係争中
1992	ワング・ラボラトリーズ	日本のエレクトロニクス企業多数	記憶容量拡張技術SIMM	34社がワ社と特許使用契約、ワ社・三菱電機は係争中
1992	ギルバート・ハイアット氏	日本のエレクトロニクス企業数社	MPU設計	係争中
1992	ハネウエル	ミノルタカメラ	自動焦点技術	米連邦地裁がハ社の主張を認める判決、ミノルタが1億2750万ドル支払うことで和解（陪審評決では9635万ドル）
1992	ハネウエル	イーストマン・コダック、コニカ、京セラ、キャノン、ニコン、松下電器、プレシア（台湾）	自動焦点技術	被告側がハ社に1億2410万ドル支払うことで和解
1992	ハネウエル	オリンパス、旭光学、リコー	自動焦点技術	係争中
1992	ローラル・フェアチャイルド（LF）	日本のエレクトロニクス企業数社	CCD	係争中
1992	コーニング	住友電工	光ファイバー	米裁判所がコ社の主張を認める判決、住友電工は2500万ドル支払うことで和解
1992	ジャン・コイル氏	セガ・エンタープライゼス	テレビ画面表示技術	米連邦地裁陪審がセガ側に3300万ドルの支払いを命じる評決、セガが4300万ドル支払うことで和解
1992	テキサス・インスツルメント（TI）	シャープ、リコー	キルビー 275 特許	シャープ、リコーは東芝、NEC、沖電気、松下電器等と同様にTIと特許使用契約を結ぶ、TI・富士通の告訴合戦は未解決
1993	IBM	京セラ	パソコンの基本入出力システム（BIOS）	IBMが東京地裁に187億円の損害賠償を求める訴訟を起こす。1995年7月25日和解が成立。和解額非公開。

出所：坂井昭夫、『日米ハイテク摩擦と知的財産権』、有斐閣、1994年、12頁及び『京都新聞』7月26日付より作成。

みられるように、米国企業間の紛争も多発してはいるが、米国で台頭している「特許訴訟屋」が交渉に揺れている相手の約3分の1は日系企業だと言われていることからしても、米国企業・発明家から多数の日系企業が知的財産権攻撃を受けているのも事実である。⁽¹²⁾しかし、日本が米国に次ぐ技術国であることからすると、日本が技術をめぐっての摩擦に巻き込まれる可能性が非常に高いことは驚くに値しないことかもしれない。

このような摩擦に対して米国系企業は米国政府を動かしている。米国下院

示した。結局、生産と販売を差し止められ、2億ドルかかった製造工場を閉めざるをえなくなったコダック社に課せられた損害賠償金(91年確定)は金利こみで8億7300万ドルとなった。(内田盛也、『知的所有権と企業戦略』、発明協会、1990年、27-28頁。)

(12) 坂井昭夫、前掲書、11頁。

(13) 技術水準の向上、研究開発投資の急増、企業戦略としての知的財産権の重要性の高まりを反映して、昭和50年代から60年代初頭にかけて、先端技術分野における特許を中心に知的財産権(工業所有権)出願件数は増加している。1992年には日本における特許・実用新案出願は世界全体の約3分の1、商標出願も世界の約5分の1を占めるにまで至っている。(特許庁長官 高島章氏 立命館大学弁理士講座特別講演「工業所有権をめぐる課題と国際展開——工業所有権制度創設110年——」配布資料(1995年6月2日)より)

この世界における知的財産権(工業所有権)の出願件数からも、日本の技術分野での優位性は察することができるが、日本は欧米同様に先願主義(米国は先発明主義)をとっているために、先に発明した者は出願の順位を気にせず、都合のよい時期にゆっくり出願できる米国と異なり、とりあえず急いで出願しておこうという日系企業の試みがこの出願件数に反映されている点は留意することが必要である。

さらに、総務庁の調べによると91年度の日本の技術貿易(特許の使用権等の国の国際的な取引)は、輸出額が27億5千万ドル、輸入額が29億3千万ドルで、輸入額の方が約2億ドル多くなっている。一方米国では92年度の技術輸出額が202億ドルで、日本の7倍強にも上っており、輸入額は50億ドルで、技術貿易に関する収支は152億ドルの輸出超過となっている。工業製品の貿易収支では米国は大幅な赤字を示しているが、技術貿易に関しては、輸出大国である。近年は、日本が米国との間の技術力格差を徐々に縮めてはいるものの、日本の技術貿易における輸入は20億ドル(91年)で、技術輸入全体の69%を占めていることから、ハイテク分野を中心に技術の対米依存の高さは依然顕著である。(『日本経済新聞』、1994年、1月11日付)

の貿易小委員会は作業部会を設けて日米貿易に関する総合的な分析を1978年から開始したが、そこでの80年9月発表のジョーンズ報告書は、ハイテク分野での「日本の挑戦」に留意して、産業政策を転換する必要性を訴えている。

従来から米国経済を担ってきたハイテク産業は、同時に自由主義経済の守り手として、西側世界の安全保障の擁護者でもあり、世界経済、世界政治における米国の支配力を誇示するに欠かせないものであった。しかし、その米国の威信を支えるハイテク産業が国際的なライバルの成長によって脅かされ始めたことをその後の商務省国際貿易局の報告書(1983年2月発表)「ハイテク産業における米国の競争力の評価」も明かなものとしている。同報告書によると、先進工業国のハイテク輸出に占める米国のシェアは、62年—80年で30.3%から23.9%に低下したが、その一方で日本のシェアは4.1%から12.3%へと3倍の増加を遂げていることが報告されている⁽¹⁴⁾。

さらに、1985年にはハイテク企業のヒューレット・パッカード社の経営者であるジョン・ヤング氏が委員長を務める米国競争力委員会はレーガン大統領に対し通称「ヤング・レポート」と呼ばれる「産業競争力に関する大統領顧問委員会レポート」を提出しているが、この報告書では国内体制の改革を意図する4本の柱が紹介され、その1つとして知的財産権の保護強化の重要性が強く訴えられている。ここでは、諸外国における米国の権利の不十分な保護のために、年間数百億ドルの損害を米国が被っていることが報告されている⁽¹⁵⁾。

さらに、1986年にハイテク貿易さえ赤字になった米国は、競争力強化の決め手を知的財産権保護に絞って、半導体チップ法の制定、関税法337条の改

(14) 同上。OECDにおけるハイテク製品のシェアをみると、1980年から8年間で日本のシェアは18%から27%に増加し、米国のシェアは40%から37%へと低下している。

(15) The Report of the President's Commission on Industrial Competitiveness, *Global Competition-The New Realty*, Vol. 1, 2, Jan. 1985.

図表5 知的財産権の保護強化のための米国の交渉成果

年 度	米 国 の 交 渉 成 果
(1) 1989年 サウジアラビア インドネシア コロンビア	(包括通商競争力法制定の翌年) 著作権法改正 特許法制定, 米国と著作権協定締結 ソフトウェアの保護開始
(2) 1990年 日 本 ドイ ツ マレーシア チ リ ユーゴスラビア ポーランド	不正競争防止法改正 知的所有権侵害への罰則強化 著作権法改正・ベルヌ条約加盟 ソフトウェアの保護開始 特許法改正 米国と知的所有権の保護に関する協定締結
(3) 1991年 中 国 E C 韓 国 シンガポール メキシコ・チリ ルーマニア・ブルガリア	著作権法施行 ソフトウェアの保護に関する指令 企業秘密保護法立法 商標法改正 特許法改正・著作権法改正 米国と知的所有権の保護に関する協定締結
(4) 1992年 日 本 中 国 台 湾 タ イ ニュージーランド 南アフリカ ブラジル・ペルー パキスタン ロシア ポーランド	サービスマークの登録開始 米国と知的所有権の保護に関する協定締結・ベルヌ条約加盟 著作権法改正・企業秘密の保護開始 特許法改正・商標法改正・米国と知的所有権協定締結 医薬品の強制ライセンス廃止 著作権法改正・ソフトウェアを保護 知的所有権の保護を強化 著作権法改正 新特許法・半導体レイアウト法・ソフトウェア保護法 特許法改正

出所：塩入明，『日米特許摩擦—必要かつ有用な試練』，中央経済社，1993年，12-13頁。

正等を次々に行い、国際的には、途上国における不十分な保護を問題として、通商法 301 条等を用いた二国間交渉を進めるとともに、WIPO（世界知的所有権機関）を通じた従来の交渉だけでは限界があるとして、米国の交渉力が影響力をもち、先進国側の主張が通り易いガット（GATT）で、従来の主体となったモノとは異なった TRIPS 交渉を主導し、今年発足したWTO（世界貿易機関）にもその流れを作るよう積極的な働きかけを行ったのである。

このように、米国は国家政策として、M. E. Porter のいう経営資源をできるだけ生産性の高い分野に重点的に配分し、ハイテクにおける「国家の競争優位性⁽¹⁶⁾」を保持するために知的財産権戦略を打ち出したのであるが、この米国国家戦略を支えていたのは米国を代表する多国籍企業であった。

米国の各産業を代表する11の多国籍企業（IBM、ヒューレット・パッカード、GE、ロックウェル・インターナショナル、GM、デュポン、ファイザー、メルク、モンサント、ジョンソン・アンド・ジョンソン、ブリストルマイヤーズ）は知的財産権の国際ビジネスにおける重要性を認識し、国際的なルール作りを民間企業がイニシアティブをとって進めなければならない必然性を感じ、米国政府や各国の政府、企業にも働きかける組織として1986年春にIPC（Intellectual Property Committee—知的所有権委員会）を結成している。

これは、単にハイテク産業における米国の国際優位性を憂えて、その回復を支援するための組織成立ではない。すでに80年代「産業の空洞化」現象が見られつつあったことから分かるように、米国系多国籍企業はその生産・販売拠点をすでに海外に移転しつつあったからである。すなわち、効率的な企業内分業体制構築においても、国内市場においてだけでなく、米国系多国籍企業の海外市場、海外拠点における企業活動にとっても知的財産権保護の

(16) Michael E. Porter, *The Competitive Advantage of Nations*, New York: The Free Press, 1990, pp6-7.

企業の多国籍化と知的財産権 (1) (マノジュ L. シュレスタ)

必要性が高まったとすることができるのではないだろうか。そして、これらの米国系多国籍企業の戦略に押された国家政策は二国間交渉(図表5)、さらにはガット、ウルグアイラウンドを通して、各国の知的財産権制度確立を強固に促すことになる。ここに米国政府と米国系多国籍企業の知的財産権戦略が合致をみるのである。

このような米国系企業の知的財産権戦略によって、80年代後半から前述してきたように日系企業は次々と権利の侵害者として訴えられるようになっていったのである。

第3章 なぜ紛争に至ったのか——異なる

知的財産に対する価値感——

(1) 日本における知的財産権保護

しかしながら、米国の企業が経営資源として知的財産権を積極的に活用する戦略に乗り出しても、その戦略自体はそれほどまでに諸外国、特に日系企業を震え上がらすには至らなかったのではないだろうか。知的財産権とは1980年代に初めて日本に導入されたものでもなければ、和解金166億円で有名になったミノルタ vs ハネウェル事件で初めてその存在が認識されるに至った権利でもない。さらに、近年、知的財産権をめぐるさまざまな紛争が露呈する中で、日本における知的財産権保護を疑問視する声も内外で高い。しかし、日本と知的財産権(工業所有権)との関わりは近年始まったわけではない。⁽¹⁷⁾日本は近代日本の誕生とほぼ同時にこの財産を認めることを世界にアピールしていたからである。むしろ、「技術大国」日本では、この知的財産

(17) ヨーロッパでは13世紀に特許が付与されていた地域があったが、日本では、江戸時代には新製品の制作・発売等は禁止されており(新規法度)、明治時代になって初めて工業所有権に関する法が制定された。(工業所有権法研究グループ編、『知っておきたい特許法(五訂版)——暮らしの中の特許・商標の理解のために——』、大蔵省印刷局、1992年、6頁、43頁)

権制度が内実はともかくも存在していたからこそ現在に至ったといっても過言ではないだろう。

「技術大国」の起源は明治維新後のまだ大日本帝国憲法すら制定されていなかった時期、1885年（明治18年）に制定された最初の専売特許条例⁽¹⁸⁾にまで遡れる。開国時に江戸幕府が欧米列強諸国と結んだ安政5カ国条約は治外法権、関税自主権の喪失、一方的最恵国待遇、5港開港、領事裁判権等を認めるものであり、明治政府にとっては大きな足かせであった。その後も明治政府は不平等条約の改正に全力を投ずるのであるが、明治政府がこの交渉において切り札の一つとして出したのが知的財産権の保護であり、そのために制定されたのが専売特許条例であった。明治政府は、不平等条約が改正された場合、欧米側が既得権を喪失する代償として、日本における外国人の特許権、商標権、著作権等の保護をその交渉条件として提示したのである。⁽¹⁹⁾

憲法、民法がその後制定され、条約改正も行われ、国内法制が明治32年

(18) 現実には、日本で最初に制定された特許法は、明治4年太政官布告第175号をもって発布された専売略式規則であった。官許を受けることができる発明、権利の存続期間、明細書・図面の添付等近代特許法に必要なものはほとんど網羅されていたが、この専売略式規則は発布されたものの施行されるには至らず、結局廃止されてしまった。その理由について、高橋是清は自伝で「さてこれを実施する段となつて、発明の審査に当たるものがいない。やむなく多数の外国人を雇わねばならない。さうすれば費用も沢山かかる。その割合にはろくな発明も出来ないといふので、五年三月二十九日の布告百五号をもってその実施を中止することになった」としている。そして、その高橋是清が立案したのが、明治18年の専売特許条例である。これは26条からなり、公知・公用の発明は特許されないこと、医薬品は不特許分野とされていること、特許の無効、権利侵害についての刑事罰等が規定されており、先の専売略式規則に比べれば完備されたものであった。一般的にはこれをもって、日本最初の特許法としている。さらに、この特許法は当時の専売特許所長官高橋是清が海外の工業所有権制度を調査してきた結果に基づいて明治21年改正が加えられた。明治21年の特許条例の内容としては、先発明主義を採用し、特許出願は審査官をして、審査せしむべきことを規定、さらに拒絶査定に不服ある者の再審査請求を認めている点等は従来の法律にくらべて画期的なものであった。（工業所有権法研究グループ編、前掲書、1992年、41頁、43頁）

(19) 富田徹、『市場競争からみた知的財産権』、ダイヤモンド社、1993年、76-77頁。

(1899年)をピークに整備されたが、日本はこの年、万国工業所有権保護同盟条約(パリ条約)、万国著作権条約(ベルヌ条約)⁽²⁰⁾に加盟している。この条約加盟以後、欧米から日本への技術移転が進むようになったのであるが、当時の日本にまでそのような制度を求めた欧米の技術先進国にとっての知的財産権保護の重要性⁽²¹⁾がいかに大きなものであったかも特筆すべきことであろう。

(20) 19世紀の半ば頃には世界的な覇権を有していた英国、フランスそして新興国である米国、その他ヨーロッパの多くの国も特許制度を有するようになっていた。そして、国際的な技術交流も時代とともに、より一層進展するようになってはいたが、当時の各国の特許制度だけでは国際的な技術交流には問題も多かったのである。すなわち、特許制度においても、その国の法によって与えられた効力はその国内に限られ、他の国には及ばないという属地主義(*le system de la territoriete de la loi*)という考えがあり、発明者で各国で保護を受けるためには、国毎に異なったいくつもの手続きを経なければならず、国際的に保護を受けることは大変厄介なことであった。さらに、ある一国における明細書の公開、あるいは特許の付与が他の国における新規性を阻害することもあった。また、フランス特許法にみられるように、外国においての特許の取得がフランスでの特許権取消につながることを定めたもの、オーストリア特許法にみられるように、特許を受けた発明が短期間に実施されなければ取り消されることを規定した特許法の存在も、技術の国際的な交流の重大な障壁となっていた。このような問題がクローズアップされることになったのが19世紀半ばに開催されたパリ万国博覧会においてであった。万国博覧会は技術の開発者にとっては技術の使用者を、技術の使用者にとっては技術の開発者を探すには絶好の機会ではあったが、前述のような状況にあって、技術が十分に国際的保護を受けていない状況では、出展のイニシアティブが阻害され、博覧会自体の目的が達成されないのではないかとということが懸念されたのであった。このような状況を背景に、特許制度の国際的な調整を目指してパリ条約が締結されたのである。(相澤英孝、「国際特許制度の諸問題」総合研究開発機構編、『多国籍企業と国際取引』三省堂、1987年、137-138頁。)

(21) ヨーロッパにおける特許制度のルーツ及び発展に関しては George Washington University の Professor of Law, Director of Center for International Patent Studies, Director of Intellectual Property Law Program である Harold C. Wegner の *Patent Harmonization*, Sweet & Maxwell, London, 1993 においてかなり詳細に述べられている。

(22) 中国は1985年3月パリ条約に加盟し、特許制度を1985年4月1日施行してい

国の礎となる憲法よりも先に、近代化日本を世界にアピールするために、日本が知的財産権制度を1885年にすでに整備していたことは注目すべきことである。そして、その制度は誕生して、1995年で110周年を迎えた。長い鎖国から目覚めた国が知的財産権制度をまず整え、そしてその制度ゆえに移転された技術を基礎に1世紀で「技術先進国」に躍り出たことからすると、日本の経済発展の源が日本の経営にあったとされると同時に、知的財産権保護制度がある程度確立していたゆえに行われた技術移転にも、その経済発展を担う原動力があったといっても過言でないのではないだろうか。近年多くの途上国が技術移転を迅速に進めるために、急いで知的財産権保護の制度確立に向けて動き出していることからしても、また、先進国企業が途上国への技術移転にあたってこの制度の存在の有無を条件としていることからこの保護制度の存在が有する意義は技術移転を考える上では不可欠な要素であると思われる。⁽²²⁾

確かに、日本は技術移転を受けるにあたって不可欠な知的財産権の保護制度を近代国家としての誕生とともに整備した。しかしながら、現在に至っても国際的な知的財産権保護の基準がなかなか統一をみないことから分かるように、本来この制度は目にみえない無体財産と呼ばれるものの価値を評価し、保護するものであることから、各国の経済基盤、技術導入の歴史、「発

る。勿論、自国の発明を奨励するという意味もあるが、中国に特許制度がないことが、日本等からのプラント輸出にあたっての最新技術の移転の阻害要因となり、中国産業の発展を阻んでいることから、中国政府が旧ソ連等が採用している発明者証制度ではなく、特許制度の導入に踏み切ったことは注目に値すると思われる。(工業所有権法研究グループ編、前掲書、40頁。)

(23) 特許をえるために基本的な3つの条件としては、(1)特許庁に出願すること(出願)(2)新しい技術であること(新規性)(3)すでに知られている技術から容易に得られるものでないこと(進歩性)が考えられる。(3)は米国では非自明性と呼ばれるものである。(塩入明、『日米特許摩擦——必要かつ有用な試練』、中央経済社、1993年、3頁。)

(24) 米国では戦前・戦中の反省から、特許権が強くなることは一国の産業から見

明」に対する価値観にも左右される等、極めてその価値判断は複雑な要素が交錯する複雑なものであった。

外国からの技術移転を受けてその経済を発展させるという風土を有していた日本においては、お互いにその知的資本に対する権利を振り回すことなく、そのパイを仲よく分け合うという風潮、自らの知的財産を排他的なものとして主張することをタブーとする風潮が近代的な知的財産権保護制度の存在にもかかわらず高まっていったのである。そして、第二次世界大戦後のアンチパテント時代の米国が主導する自由主義経済の下でますますその傾向は顕著に現れることになった。⁽²⁴⁾

(2) 発明者の王国

しかし、従来から米国における「知的財産」は日本で観念されているものとは大きく異なっていた。世界で唯一、その憲法に「議会は、・・・著作者の著作物 (Writings) または発明者の発明 (Discoveries) に対して、一

つて好ましくないとされた。戦前・戦中の独占が企業の利益追求中心に行われ、消費者のことを考えていなかったために、消費者の商品購入の選択権を奪うという形で独占が進み、その結果、第二次世界大戦で石油やゴム不足が生じたという反省から消費者の選択権を保証する制度が国家の安全保障には必要とされた。そのような反省と戦後の国内消費市場の高まりから、米国では特許権に対して反トラスト法を厳格に適用するいわゆるアンチパテント時代が到来した。これはベトナム戦争を経て米国経済が低迷に至るまで続くことになった。特許権が制限的にしか行使できなかったアンチパテント時代に対して1980年代以降の知的財産権に対する意識が高まり、反トラスト法の適用が緩和された時代をプロパテント時代という。(富田徹、前掲書、133頁。)

(25) 狭義では、同じ発明に対して2つの出願が競合してなされた場合、出願日ではなく、発明が早い方に特許を与える主義である。広義では、新規性や非自明性を発明日で判断することを含んでいる。米国以外のほとんどの国は、発明日ではなく、出願日を基準にして特許を付与する先願主義をとっている。米国の先発明主義は他国民に不利な内容が多く、日本、ヨーロッパ諸国からその放棄が要求されているが、国内事情からも米国の先願主義への移行は遅れている。(塩入明、前掲載書、10頁。『日本経済新聞』1995年5月30日付)

定の期間彼らに排他的な権利を与えることによって、科学および有用な技術の進歩を促進する権限を有する」(憲法第1条8節第8項)と規定している国にとって、また、旧特許庁玄関にリンカーン大統領の「THE FUEL OF INTEREST TO THE FIRE OF GENIUS (特許制度は天才の火に利益という油を注いだ)」という言葉が刻んだ国において、特許権や著作権といった知的財産権はその所有者の絶対的な権利であり、新たな技術を開発した最初の者がその技術を所有できるという考えが元来強かった。そこには、狭い範囲の小さな特許を相互で持ち合い、緩やかな範囲の権利で共存するという日本でみられた風土は元来存在しえなかったといえよう。

すなわち、日本の特許制度が発明の保護を主目的とするものではなく、発明の保護や発明者の権利は副次的目的であり、基本目標が国内産業の発展にあったのとは異なり、米国の特許は発明者に技術の独占を認めるものであり、そこには自己の権利の主張こそ存在するが、後発企業への配慮は存在せず、その権利を侵害した者は何者であろうとも市場から追放されることを当然の結果とする風土があったのである。

このように、知的財産に対する根本的な価値観の相違は、その経営資源を保護する制度にも如実に反映されている。日本からだけでなく、ヨーロッパからもその変更を迫られている先発明主義⁽²⁵⁾、出願公開がないために、特許が付与されるまで特許出願の内容を知ることができない第三者をそれまで潜伏していた特許が突然浮かび上がってきて「侵害」だとして襲ってくるようなサブマリン特許⁽²⁶⁾は有名である。以下に簡単に他の先進国ではみられない米国

(26) 米国では多額の特許料収入を期待して「潜伏」させた特許のことを「サブマリン特許」と呼ぶ。その代表としては、レメルソン特許が有名である。ジェローム・レメルソン氏の特許はおもに1950年-1960年代に出願されたものである。例えば、自動車部品の製造行程で使う画像処理技術の場合は1954年に出願されたものである。しかし、この特許の有効期間はその成立の1992年から17年間続くことになる。日本の家電、自動車メーカーだけでなく、米国ビッグスリー等もサブマリン特許の標的となり、和解金を払うに至っている。(『日本経済新聞』, 1993年12月1日付。)

に独特な、発明者保護の理念を具体化している特許制度の原則をまとめる。
(図表 6)

図表 6 米国特許法にみられる発明者保護原則

主 な 原 則	特 徴
1. 発明者しか出願できない	出願人となるのは真正な発明者のみである。出願手続きは原則として発明者名義で行われる。日本のように発明者から特許を譲り受けた企業自体が手続きの主体となることは不可能。
2. 特許は最初の発明者に付与される(先発明主義)	真の発明者を保護する点において優れる。出願を急がなくてよいので発明者が十分な時間的余裕をもって出願の準備を行うことが可能。審査に費やす時間が結果的に短縮される。しかし、誰が真正でかつ最先の発明者かを特定することがきわめて困難となることも多い。
3. 抵触審査(インターフェアレンス)による発明日の決定	2つの発明が同一であると認定された場合に抵触審査は行われる。「発明を着想した日」「実施に移した日」「発明を先に着想したが実施が遅れた者の場合、他人の着想より早く相当な継続的努力があったこと」が最先の発明日の確定において重要事項。出願日が早いほうを優先する出願主義と比較して特許の取得にかなりの労力と経費を要する。
4. 米国に存在する内外人差別	発明日として主張できるのは「米国の領土内での発明」に限られるので、先発明主義は外国企業には適用されない。例えば、日本からの出願では発明日を主張できず、主張できるのは、日本での出願日のみ。発明から出願ま

(27) 特許問題には陪審員が評決を下す陪審員制はなじまないのではという指摘から、米国では7、8年前までは特許をめぐる裁判は全体の2%前後にしかすぎなかったが、近年は特許関連訴訟でも5割は陪審制となり、被告が日系企業の場合は6割を越すという観測も存在する。米国の裁判制度では、原告か被告かどちらか一方が陪審制を望めば、他方はそれに同意するしかなく、そのような状況の下、原告である米国系企業が陪審制を望むケースは着実に増加してきた。陪審制そのものに、不慣れた日系企業にとって特許訴訟がこの制度の下で行われる不利益は大きい。ミノルタ、ハネウェルの特許裁判でも原告ハネウェルと被告ミノルタの法廷戦術の相違はかなりのものであったといわれる。俳優を使うなどの陪審員へのアピール効果を十分に計算し尽くした原告に比べ、被告側は陪審制の利を生かすノウハウの不足を露呈する結果となってしまった。(『日本経済新聞』、1992年5月4日付。)

<p>5. 特許保護の最長期間を定める規定がない</p>	<p>での期間を1年間とすると、米国特許法は他国からの出願に1年間のハンディを負わすことになる。</p> <p>特許期間は特許付与の日から17年とだけ規定。特許が確定しない限り権利期間は開始しない。審査が長期にわたる場合、その間に一般化した技術に対しても、特許付与の日から17年という保護が与えられることになる。日本やヨーロッパの多くの国では審査に何年かかっても特許期間は出願日から20年という最長期間が定められていたため、出願から特許成立までの時間がかかると有効期間は短くなってしまいますが、米国までは成立までの期間を長引かせると特許の保護期間が発明者の都合に合わせる事が可能となる。</p>
<p>6. 特許成立まで出願内容が公開されない</p>	<p>特許出願の内容は特許が付与されるまで公開されないの で、第三者は特許出願の内容を特許成立まで知ることが不可能。それゆえに、突然特許が成立して、第三者への権利が行使されることもある。継続出願（原出願と同一開示内容で、再度審査を求める手続きで、出願日は原出願に遡及する）や、一部継続出願（原出願の内容の一部または全部に原出願に開示していない新規事項を追加する手続き。元の開示内容については原出願日が、新規事項については、新たな出願日が基準となる）を何回も行うことで特許出願の手続きをいつまでも長引かせることも可能。（日本やヨーロッパでは出願日から1年6カ月後にその出願内容が公開される。）</p>

出所：山川政樹『国際特許摩擦と日本の選択』，東洋経済新報社，1994年及び塩入明，『日米特許摩擦—必要かつ有用な試練』，中央経済社，1993年より作成。

このような原則からは米国特許制度においては発明をした者こそ保護されなければならないという理念が明確化されていると言えよう。しかし、さらに実際に紛争が起こった場合においても、その手続き、解釈でこの発明者の保護がさらに図られる傾向が強いのである。以下では現実に摩擦が紛争となって法廷に持ち込まれるような場合、さらなる発明者保護がどのように図られ、何故に被告企業の存立をも揺るがす程の損害賠償金を課することになるのか、その根拠となる制度を概括的に表にまとめてみた。（図表7）

図表7 米国特許訴訟における問題点

特許訴訟における傾向	特徴・問題点
1. クレーム（特許権の権利範囲）の広い解釈	米国は日本よりもクレーム中に使用される用語を広く解釈し、発明の保護範囲を広く考えようと配慮していると思われる。
2. 均等論の存在	クレームの記載と一致していなくとも、機能や方法、結果において実質的に同一なら、クレーム中の構成と同一とみなして判断。均等かどうかの判断は侵害したとされる時点を基準とする（日本では出願時）ので、出願からかなり時間が経ってかなり進歩した技術に対しても均等が認められることがある。
3. 特許権者に有利な陪審員制度 ²⁷	技術的素養の全くない素人である陪審員は特許庁の「専門家」が発明者に認めた特許を無効にすることに躊躇し、自国民に有利な判断をしがちである。大企業よりも個人や小企業に対してより同情的。原告の要求する実施料に対し根拠を示すことなく陪審員が妥当と思う損害賠償額を認定することが可能。
4. 訴訟範囲を広げてしまう証拠開示制度（ディスカバリー）	原告、被告双方が相手からの要求に従って必要書や証拠等審査のために必要な資料を提出しあい、論点の整理を自主的に行うための手続きであるが、双方が自己に有利な資料を相手から得ることに躍起となり、あらゆる資料を要求しあう結果、その範囲が極めて広範囲に及んでしまうこともある。相手の資料がすべて見られることで攻防が容易となるが、経済的な負担も大きい。
5. 損害賠償金の判定基準における「エンタアイ・マーケット・バリュールール」・「仮想交渉方式」	日本では損害賠償額が侵害によって得たとされる利益以上になることはなく、その部品を組み込んだ製品ではなく、問題となった部品の値段を基準とするので、賠償額が法外な額になることは少ないが、米国はその部品を組み込んだ製品そのものの値段を基準として損害額を算定する「エンタアイ・マーケット・バリュールール」や、問題の特許発明に全く瑕疵がなく完全なものであるとして、業界の実施契約締結に関する慣習等を全く考慮せず、ライセンサーというライセンサー間で誠意をもって交渉された場合は実施料がいくらになるかという「仮想交渉方式」と呼ばれる算定基準が採用されているので、賠償額が高額になりやすい。

<p>6. 三倍賠償制度（懲罰的賠償）の適用</p>	<p>ある製品の製造販売に際し、事前に十分な特許調査をしたか否か等の注意義務を問い、十分な注意義務がなされていなかった場合には、被告に故意があったとして実損害の3倍の範囲内において賠償金の支払を命ずることができる。意図的侵害でないことを立証するためには日常的な配慮が不可欠となる。</p>
----------------------------	--

出所：山川政樹『国際特許摩擦と日本の選択』、東洋経済新報社、1994年及びHarry F. Manbeck, Jr, Christopher E. Chalsen, Michael M. Murray, 藤野仁三（訳）「特許訴訟における陪審裁判」, *AIPPI (1992) Vol. 37 No. 9・10* より作成。

図表6, 7ともに米国に特有な制度及び紛争解決にあつての傾向を見てきたが、国家の歴史的ヒーローとしてトーマス・エジソンやアレキサンダー・グラハム・ベル等の発明家の名があげられる国だけあつて、発明を行った者を十分な報酬を与えて保護するという理念がここには一貫して流れていることが分かる。確かに、文化的な要素が異なる日本と米国ではそれぞれに成立をみた制度の内実はかなり異なる性格をもっていることは自然の成り行きであろうが、日本が米国流の知的財産権紛争の経験に乏しく未熟であったことと同時に、知的財産権に対するこのような価値観の相違、そしてそれに基づいて成立している制度に対する理解も低かったことこそが日米知的財産権摩擦をより深刻にしたことはおそらく相違ないであろう。(以下次号)